

被 保 険 者
被 扶 養 者 各 位

関西電力健康保険組合

現金給付等の支給方法について

当健康保険組合では、従来から出産育児一時金等の現金給付について、被保険者からの申請に基き事業主を経由してご本人へ支払を行っているところです。

つきましては、平成17年4月1日から個人情報保護法が施行されたものの、双方の事務処理簡素化を図る観点からも、現行どおりの方法にて支払をおこなっていきたいと考えておりますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

なお、本件に関し何か不都合等がございましたら、当健保組合まで連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡等がない場合は、皆さまの同意があったものとみなして、現行どおりの方法にて、事業主を経由してご本人へ支払いますのでよろしくお願いいたします。